

広情審第16号  
平成14年5月31日

広島市長 秋葉忠利様

広島市情報公開審査会  
会長 畑博行

公文書開示決定等に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年12月20日付け広段工第79号で諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

# 答 申 書

平成13年12月20日付け広段工第79号で諮問のあった事案のうち、実施機関が広島市指令段工第16号で公文書の不存在について通知したことに対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

平成13年9月26日付け異議申立書の趣旨は、同月12日付けの「600人以上の市民が将来平均数百万円のお金を支払う場合、支払い金額を確認しない状態で印を押す場合があると回答しています。どのような実例があるのか分かる資料。段原土地区画整理事業の件で段原再開発部がしらべた資料」の開示請求に対し、実施機関が、同月17日付け広島市指令段工第16号で公文書の不存在について通知を行ったことの取消しを求めるというものである。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

### (1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、20年前には、「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と考えられる」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明していないのかも分からないことを言っている。「考えられる」として、説明したことをぼかしている。

清算金の問題は、市役所がやった、新しいタイプの詐欺事件である。

### (2) 請求に係る公文書について

実施機関は、「仮換地発表時には清算金の額は算定されていないことから、小宅地の支払い金額は確認できません」としているが、真実は600人以上の地権者が「清算金は坪50万円程度で清算する」と文書等で説明を受けている。単に大金をだまし取ろうとしているだけの話である。

「調査の結果、誰が聞かれても坪55万円程度と考えられるような説明をしたの

で坪100万円が正しい」というのが広島市の主張である。このような説明は、換地計画発表前ではなく、換地計画発表後、市役所が勝手に作り出した、架空の物語になっている。だますために作り出した作り話である。こんな話は、誰も聞いていない。

また、実施機関は、「評価は工事概成時を基準とする」と説明しているが、他都市では、小宅地対策を行う場合、事前に清算金を発表しており、広島市の場合も4年前の換地計画発表前までは全国と同じく、法律、規則、約束は守っていた。ところが、100万円/坪に上げた時から、法律、規則、約束が守れず、デタラメな状態になってしまった。

さらに、「仮換地発表時には、清算金の額は算定されていない」と通知しているが、表現の違いはあっても、当事業も全国と同じように50万円/坪程度で清算すると、換地計画発表前までは全国と同じように法律、規則、約束を守っていた。ところが、100万円/坪に上げた時から、法律、規則、約束を守れなくなった。全国に前例のない新しいタイプの大型サギ事件で、考えられないことである。

600人以上の市民が将来平均数百万円のお金を支払う場合、支払い金額を確認しない状態で印を押す場合があると回答をしているが、その様に金持ちの市民は全国に一人もいない。いるはずがない。事例調査もせず、資料はありませんと回答しているが、事例も分からない状況で、なぜこれ程無責任な回答ができるのか。権力だけで押し通す考え方は、我々には理解できない。事例を通知すべきである。

「他都市の実例調査は行っておりません」とあるが、他都市に出張して調査している。資料を提出しなさい。昔、55万円と決めたときに、他都市を調査して決めている。

もし、本当に調査していないのであれば、調査しなおす必要がある。他都市の実例になれば、広島市の実例で回答すべきである。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

「600人以上の市民が将来平均数百万円のお金を支払う場合、支払い金額を確認しない状態で印を押す場合があると回答をしています。」との指摘であるが、土地区画整理事業の制度上では、清算金の算定は、換地計画においてその額を定めなければならない、そのための評価は工事概成時を基準とすることが妥当とされている。このため、仮換地発表時には、清算金の額は算定されていないことから、小宅地の支払い金額は確認できない。

開示請求のあった「どの様な実例があるのかわかる資料」及び「段原土地区画整理事

業の件で段原再開発部がしらべた資料」については、他都市の実例と思われるが、本市では、請求の趣旨に該当するような他都市の実例調査は行っていない。

したがって、請求の趣旨に該当する資料は、存在しない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、請求に係る公文書の不存在について意見を求められたものであるため、これについて、以下のとおり判断する。

### (1) 「どの様な実例があるのか分かる資料」について

異議申立人は、「600人以上の市民が将来平均数百万円のお金を支払う場合、支払い金額を確認しない状態で印を押す場合があるはずがない。」と主張しているが、この主張自体、異議申立人が対象公文書が「ない」ことを確信していることを示すものである。

広島市情報公開条例は、市政の主体である市民に対し、市がその諸活動の状況を具体的に明らかにする責務を果たすために定められたものであるが、このような、不存在を確信している公文書の開示を求めるといったような反語的な請求は、制度の目的を逸脱したものであると言わざるを得ない。

### (2) 「段原土地区画整理事業の件で段原再開発部がしらべた資料」について

異議申立人は、実施機関が実例調査もせず、実例も分からない状況で、「支払い金額を確認しない状態で印を押」させることが、無責任であると主張している。

当審査会の調査したところによると、土地区画整理事業における従前の土地及び換地の価額の評価時期については、法令の定めはないが、広島地方裁判所平成7年3月21日判決昭和52年（行ウ）第30号事件のほか、裁判例によれば、工事概成時を基準時とすることを妥当としているものである。

法律の一般論として、「ないこと」を明確に証明することは困難であると考えられるが、裁判例が確定している状況下で、実施機関が特段の調査を行わなかったということについては不自然ではないため、作成された公文書が隠ぺいされているものであると考えることはできない。

そうであるとすれば、実施機関が、広島市情報公開条例第11条第1項に基づき、公文書不存在決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はないと考える。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約53万円/坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを

認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約100万円/坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和56年4月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約53万円/坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、本件公文書の存否について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年12月20日	実施機関から、諮問第18号を受理
平成14年 3月 8日	実施機関から、「段原地区の事業経緯（概略）」、「土地区画整理事業における「宅地の評価時点」について」を受理
平成14年 3月 8日 （第1回審査会）	審議（実施機関の不開示理由等の説明）
平成14年 3月22日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成14年 3月29日	異議申立人から、意見書を受理
平成14年 4月 8日 （第2回審査会）	審議（異議申立人の口頭意見陳述）
平成14年 5月 7日 （第3回審査会）	審議